



山形県公報

平成31年3月12日(火)
第3027号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……199
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……200
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………201

### 公 告

- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……202
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……204

## 告 示

### 山形県告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人陽光会<br>南陽市宮内1266番地の1   | 指定就労継続支援A型事業所いちよう<br>南陽市宮内1266番地の1 | 就労継続支援(A型)  | 平成31. 3. 31 |

### 山形県告示第140号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営小田島地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(特定農業用管水路等特別対策事業))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営小田島地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(特定農業用管水路等特別対策事業))変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

東根市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成31年3月19日から同年4月17日まで

## 4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

## 山形県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成31年3月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成31年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|---------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 西村山郡朝日町大字和合字北又2735番1から<br>同 2682番12まで | 旧    | 20.8メートル<br>} 17.8 | 144メートル |
| 同 上                                   | 新    | 20.8メートル<br>} 17.8 | 同 上     |

## 山形県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成31年3月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成31年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字和合字北又2735番1から  
同 2682番12まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月12日

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,607人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 216,290人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 69,261人 | 村山市           | 7,002人  | 西村山郡 | 11,262人 |
| 米沢市         | 22,808人 | 長井市           | 7,636人  | 最上郡  | 11,353人 |
| 鶴岡市         | 36,124人 | 天童市           | 17,261人 | 東置賜郡 | 10,974人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 33,536人 | 東根市           | 13,146人 | 西置賜郡 | 8,165人  |
| 新庄市         | 10,068人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 6,729人  | 東田川郡 | 8,180人  |
| 寒河江市        | 11,505人 | 南陽市           | 8,937人  |      |         |
| 上山市         | 8,875人  | 東村山郡          | 7,291人  |      |         |

**公 告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

平成31年3月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 区 分           | 日 時                                             | 場 所                   |
|---------------|-------------------------------------------------|-----------------------|
| 二 級 建 築 士 試 験 | 学 科 の 試 験<br>平成31年7月7日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで   | 山形市片谷地515番地<br>東北文教大学 |
|               | 設 計 製 図 の 試 験<br>平成31年9月15日（日）<br>午前11時から午後4時まで | 同 上                   |

|                            |                  |                                   |                           |
|----------------------------|------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 木<br>建<br>築<br>士<br>試<br>験 | 学 科 の 試 験        | 平成31年7月28日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで | 同 上                       |
|                            | 設 計 製 図<br>の 試 験 | 平成31年10月13日（日）<br>午前11時から午後4時まで   | 山形市東古舘123番地<br>協同の杜J A研修所 |

## 2 受験申込手続

## (1) 書面による受験申込

## イ 受付場所における受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申し込むこと。

| 受 付 期 間                                          | 場 所                               |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 平成31年4月18日（木）から同月22日（月）まで<br>（各日とも午前10時から午後5時まで） | 山形市城北町一丁目12番26号<br>一般社団法人山形県建築士会  |
| 平成31年4月18日（木）<br>（午前10時から午後5時まで）                 | 東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8<br>出羽商工会三川支所 |

## ロ 郵送による受験申込

次のいずれかに該当する者に限り、郵送により受験を申し込むことができる。その場合は、平成31年4月1日（月）から同月15日（月）までの消印のあるものを有効とし、簡易書留郵便により東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部に送付すること。

- (イ) 二級建築士試験を受験する場合にあつては、過去に二級建築士試験を受験したことがある者で、受験申込書に当該二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができるもの
- (ロ) 木造建築士試験を受験する場合にあつては、過去に木造建築士試験を受験したことがある者で、受験申込書に当該木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができるもの
- (ハ) 離島等のため受付場所における受験申込ができない等やむを得ない事情がある者で、受験申込書に勤務先の証明書又は住民票を添付することができるもの

## (2) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申し込むことができる。その場合は、平成31年4月8日（月）午前10時から同月15日（月）午後4時までの間にセンターのホームページ（<http://www.jaenic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

## 3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話番号023(630)2651）又は一般社団法人山形県建築士会（電話番号023(643)4568）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成31年2月に実施した平成30年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成31年3月12日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 伊 | 藤 | 重 | 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 | 木 |   | 孝 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   | 香 |

## 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関18箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関 | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------|-----------|-------------|------|
| 南 陽 警 察 署   | 平成31年2月4日 | 鈴木委員        | 武田委員 |

|                         |            |      |      |
|-------------------------|------------|------|------|
| 南 陽 高 等 学 校             | 平成31年2月4日  | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 工 業 技 術 セ ン タ ー         | 平成31年2月8日  | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 高 度 技 術 研 究 開 発 セ ン タ ー | 平成31年2月8日  | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 産 業 技 術 短 期 大 学 校       | 平成31年2月8日  | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー     | 平成31年2月8日  | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 病 害 虫 防 除 所             | 平成31年2月8日  | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 山 形 警 察 署               | 平成31年2月8日  | 鈴木委員 | 武田委員 |
| こ ども 医 療 療 育 セ ン タ ー    | 平成31年2月8日  | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 上 山 明 新 館 高 等 学 校       | 平成31年2月8日  | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 山 形 豊 学 校               | 平成31年2月8日  | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 村 山 特 別 支 援 学 校         | 平成31年2月8日  | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| ゆ き わ り 養 護 学 校         | 平成31年2月8日  | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 博 物 館                   | 平成31年2月13日 | 武田委員 | —    |
| 天 童 高 等 学 校             | 平成31年2月13日 | 武田委員 | —    |
| 寒 河 江 工 業 高 等 学 校       | 平成31年2月13日 | 武田委員 | —    |
| 谷 地 高 等 学 校             | 平成31年2月13日 | 武田委員 | —    |
| 寒 河 江 警 察 署             | 平成31年2月13日 | 武田委員 | —    |

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## イ 収 入

(イ) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(工業技術センター)

## ロ 支 出

(イ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するものがある。(上山明新館高等学校)

(ロ) 扶養手当について、誤って認定し支給したことにより、期末手当とともに返納を要するものがある。(天童高等学校)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成31年1月22日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成31年3月12日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関       | 指 摘 事 項                    | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庄内職業能力開発センター | 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。 | <p>毎月の所属長・担当者による郵便切手の在庫点検により、適切な在庫管理ができる体制を整えた。年度末残高が年間使用額の25パーセント以内となるよう在庫管理を徹底した。郵便切手等の購入に関しては、事前に所属長の了解を得てから購入することとし、これまでよりも確認体制を強化した。</p> <p>会計事務担当者において、監査の結果や会計事務担当者研修会等の内容の情報共有を図り、十分留意し事務執行にあたる。</p> |